

## 合志市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和4年1月11日(火)午後1時30分から午後3時09分

2. 開催場所 合志市役所 2階大会議室

3. 出席委員 (13人)

会長	14番	福嶋	求仁子
会長職務代理者	1番	大薮	真裕美
委員	2番	吉川	幸人
〃	3番	工藤	信夫
〃	4番	中嶋	サツ子
〃	5番	衛藤	彰一
〃	7番	吉岡	近
〃	8番	平野	昭代
〃	9番	峯	隆吉
〃	10番	嶋田	昭一
〃	11番	荒木	安孝
〃	12番	平山	洋生
〃	13番	村上	裕宣

4. 欠席委員

なし

5. 議事日程

(1) 議事録署名者

(2) 農家調査及び現地調査員

(3) 議案

第1号議案 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

第2号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

第3号議案 農業経営基盤強化促進事業における掘り起こしについて

第4号議案 あっせん委員の指名について

第5号議案 合志市農業基本構想の改正に係る意見について

第1号報告 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用(届出)について

6. 農業委員会事務局職員

局長 坂上 範 行

次長 竹田 直 広

主幹 秋吉 秀 美

○事務局長 それでは、ただいまより令和4年1月の農業委員会総会を開会いたします。

開会にあたり、福島会長からご挨拶をお願いいたします。

○会長（福島求仁子君） 皆さん、明けましておめでとうございます。今年のお正月はいかがお過ごしだったでしょうか。大変良いお天気に恵まれて、初日の出とか拝みに行かれた方も多かったかもしれません。

お正月、仕事始めのときに合志市長のほうにもご挨拶に伺わせていただきました。農業委員会としてお話をさせていただき、市長の思いとかいろいろ、10分ほどの予定でしたけれども1時間近く時間がたってしまって、それだけ思いが強かったかなあと受け止めているところでございます。

合志市長の今年の年頭のご挨拶の中に、広報誌の中ですけれども、健幸都市こうしということで、これを守るために頑張っていきたいというようなことを書いてありましたけれども、すべての健幸都市ということは、健やかで幸せな都市ということですね。健やかというのは、やはり一番私たち農業に追随するところがあるのではないかなと思っております。

特に食というのは、すべての人にとりまして切り離すことのできないものでもございます。農業は人の命をつないでいくということで大切な役割があるかと思えます。そういった農業を進めていくためにも、農地を守っていくという農業委員会の仕事というのは、大切なことではないかと思えます。農業委員会として役割が果たしていけるよう、今年も頑張っていきたいと思っておりますので、皆様のお力をいただきますよう、よろしくをお願いいたします。

今年はこのメンバーでは今年3月までと、残すところあと3カ月になりましたけれども、上がってくる申請書におきましては、真摯に向き合って、正しい判断ができるよう頑張っていきたいと思っておりますので、皆様のお力をお借りしますよう、よろしくをお願いいたします。

○事務局長 それでは、本日の総会の成立についてご報告いたします

本日は、農業委員13名全員おそろいでございます。よって、合志市農業委員会会議規則第6条の規定により、過半の委員がおそろいでございますので、本日の総会が成立することをご報告いたします。

では、このあとの議事につきましては、会議規則により、会長より進行をお願いいたします。

○議長（福島求仁子君） それでは、会議前に注意事項を申し上げます。会議中の携帯電話につきましては、電源を切られるかマナーモードにされますようお願いいたします。また、会議中での委員の私語につきましては、慎んでいただきますようお願いいたします。特に何かご質疑や質問があれば、挙手により発言をするようお願いいたします。

-----○-----

(1) 議事録署名者

○議長（福嶋求仁子君） それでは、3の議事に入ります。議事録署名者につきまして、2番の吉川委員、5番、衛藤委員を指名しますのでよろしくお願いいたします。

-----○-----

(2) 農家調査及び現地調査員

○議長（福嶋求仁子君） 農家調査及び現地調査員につきましては、1番、大藪委員、2番、吉川委員、3番、工藤委員、9番、峯委員、10番、嶋田委員、13番、村上委員、14番、私、福嶋、以上7名の委員さん方へ適宜意見をお伺いいたしますので、どうぞよろしくお願いいたします。

-----○-----

(3) 議案

○議長（福嶋求仁子君） それでは、議案に入ります。

第1号議案、農地法第3条第1項の規定による所有権移転につきまして上程いたします。

所有権移転、番号1につきまして、事務局に説明を求めます。

○事務局 それではご説明申し上げます。議案書1ページをお開きください。

続けて、議案書1ページです。

番号1、申請人の住所、氏名、土地の表示につきましては議案書のとおりとなっています。申請の理由は、規模拡大に伴う売買でございます。

続けて申請地の場所ですが、議案書、別紙1ページの図面斜線部分が申請地です。国道387号線東側です。栄温泉団地に隣接した農地です。

2ページが耕作地の現況写真です。

次に3ページをお開きください。保有されている農業機械の写真です。

次に4ページをお開きください。

まず、第1号の全部効率利用要件についてですが、保有機械、労働力、技術面からみて耕作する農地のすべてを効率的に利用できると見込まれ該当しません。

第2号の農地所有適格法人の要件についてですが、譲受人は個人であり、該当しません。

第3号の信託要件は信託ではないので該当しません。

第4号の農作業常時従事要件は、年間150日以上農作業を行うと見込まれ、該当しません。

第5号の下限面積要件につきましては、耕作面積が50a以上のため、該当しません。

第7号の地域との調和要件は、以前より果樹畑として利用しており、許可後は、隣接する自身の果樹畑と一緒に果樹を作付けされる予定です。周辺農地への支障はないものと考えられ該当しません。

以上1号から7号まで該当する項目はないと思われます。よろしくお願ひしませす。

○議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。

事務局の説明に關連いたしまして、担当地区の13番、村上委員に農家及び現地調査の結果並びに補足説明をお願ひいたします。

○13番（村上裕宣君） それでは、農家及び現地調査につきましてご報告いたします。

12月27日に私と有内推進委員と事務局で現地調査をいたしました。今回の申請理由は、規模拡大のための売買です。申請地と申請人の農地が隣同士で、同じ果樹を栽培されておりました。

申請地は、地主の父が地主に代わり管理をしておられましたが、高齢のため畑の管理をすることが難しくなつたため、地主が申請人への売買を決められ、今回の申請となりました。今後も同様に柿やイチジク、桃などを作付けされます。

よろしく審議をお願ひいたします。

○議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。

ただいま事務局、委員さんからの説明が終わりました。この件に關して委員さん方から何かご意見やご質疑はございませんでしょうか。特にございませんか。

（なしの声あり）

○議長（福嶋求仁子君） ご意見やご質問がないようございませすので採決を行います。第1号議案、農地法第3条第1項の規定による所有権移転、番号1について、承認することに異議がない方は挙手をお願ひいたします。

（挙手全員）

○議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。全員挙手ございませす。

よつて、第1号議案、農地法第3条第1項の規定による所有権移転、番号1は、原案のとおり可決されました。

続きまして、第1号議案、農地法第3条第1項の規定による所有権移転、番号2及び使用貸借権設定、番号1につきまして、關連がございませすので一括で上程いたします。

事務局に説明を求めませす。

○事務局 続けて議案書1ページをお開きください。

所有権移転、番号2の申請人の住所、氏名、土地の表示につきましては議案書のとおりとなつておます。申請の理由は、規模拡大での売買ございませす。

次に2ページをお開きください。使用貸借権設定、番号1、申請人の住所、氏名、土地の表示につきましては議案書のとおりで、申請の理由は規模拡大と口頭契約解消のための借用です。

続けて申請地の場所ですが、議案書、別紙5ページ、県道住吉熊本線沿い西側斜線部分が所有権移転の申請地です。

次の6ページ、同じく住吉熊本線西側中央斜線部分が使用貸借権設定の申請地です。

次の7ページがそれぞれの現況の写真です。

8ページは保有機械の写真です。農地の耕うん等の作業については、他者へ依頼をされる予定です。

次に9ページをお開きください。

まず、第1号の全部効率利用要件についてですが、保有機械は刈払い機のみ、トラクター等はリースとのことでしたが、労働力技術面まで含めたリースです。申請人が所有する他の農地も2年前から形状変更中であり、作付けしてある農地が確認できたのは使用貸借権の申請地のみでしたので、すべてを効率的に利用できるかと判断することができない状況であるため、該当欄は空白にしております。

第2号の農地所有適格法人の要件についてですが、譲受人は個人であり、該当しません。

第3号の信託要件は信託ではないので該当しません。

第4号の農作業常時従事要件は、年間150日以上農作業を行うと見込まれ、該当しません。

第5号の下限面積要件につきましては、耕作面積が50a以上のため、該当しません。

第7号の地域との調和要件ですが、田として利用されており、今後も、田や野菜類を植えられます。周辺農地への支障はないものと考えられ該当しません。

以上2号から7号まで該当する項目はないと思われませんが、第1号全部効率利用要件につきましては、判断をするにあたり、皆様からのご意見等をいただきたく思います。よろしく願いいたします。

○議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。

事務局の説明に関連いたしまして、担当地区の10番、嶋田委員に農家及び現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

○10番（嶋田昭一君） それでは、現地調査の報告を行います。

12月27日に上島推進委員と事務局とで3人で現地を調査しました。今回の申請の理由は、規模拡大のために売買と口頭契約の解消です。現地調査は申請内容に沿って見ましたが、申請の農地と所有の農地の現況や保有機械のことなどについては、事務局からの説明のとおりです。

申請許可についてのご意見をお願いしたいと思います。

○議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。

ただいま事務局、委員さんからの説明が終わりました。この件に関して委員さん方から何かご意見、ご質疑はございませんでしょうか。

はい、工藤委員さん。

○3番（工藤信夫君） 今の事務局のほうからの説明ですと、1番の田のほうですかね、田のほうが自分で作られるかどうかかわからないということだけど、売買でこの〇〇さんという方が買いたいということはどうするかということですよ。買われて他の人に作ってもらうようにされるんだとは思いますが、このへんだと、そうされんだったりするんだしたら。この〇〇さん自体は他のところで農業をされているわけでしょうからですね。農業者ではあるんでしょう。

○事務局 申請のときには、まず一番最初は主婦と書いてこられましたので、主婦という肩書というか、農業者ではないということで、多分作業をすること、全部効率利用要件とかを全部できないだろうということで、一応申請のほうは受け付けをいたしませんでした。

次に書いてこられたときに、農業者であって、畑には毎日介護をしながら行っていると言ってこられました。機械等もお持ちだということで、現地調査のときに詳しくその前の写真を撮ったりするときに詳しく見させていただくということで、3回目のときに、4回目で申請書のほうはお預かりしたところです。現地写真やご本人とのお話、委員さん方と現地調査まで行った時点で、最初に言われてご本人たちからお話をされたことと、実際の現地状態が違うのではないかと思いついた次第です。

○議長（福嶋求仁子君） それでは局長、お願いいたします。

○事務局長 まず、本人さんが農業者か農業者じゃないかということにつきましては、本人さんは農業一本でご飯を食べている方かということ、そうではありません。現況、今現在、作付けされておられるのは、この使用貸借を結ぼうとしているこの1反だけをしているということでございます。農業機械は何も持っていないと。刈り払い機だけは所有されているという状況で、通常こういう方については、基本この要件全部満たす人じゃないと駄目なんですよということで説明して、通常の方は、条件が合わんならということで諦められるんですけども、この方につきましては、担当のほうから何度も難しい旨、説明したんですけども、かなり強いような口調で言ってこられて、事務局で断固としてはねることができなかったんで、委員さんに状況をお伝えして、委員会の総意として認めるのか認めないのか、ご判断いただこうというようなところになって、本日総会として諮らせていただいたというところでございます。

○議長（福嶋求仁子君） その他、質問ございますか。

○3番（工藤信夫君） 今、説明聞いた段階では、これはいろんな方向性と尾を引くようなものにもつながると思うんですよ。農家じゃない人が農地をいつでも求められるんじゃないかとなっていくことだと思うので、これは皆さんで諮るしかないですね。私は売買のほうは無理なんじゃないかと個人的には思いますけど。

○議長（福嶋求仁子君） はい、衛藤委員。

○5番（衛藤彰一君） ちょっと質問なんですけれども、この自作地〇〇㎡というのは形状変更中ということなんですか。

○事務局 形状変更中は〇〇〇、所有権移転のほうの農地の道反対側になります。自分でお持ちの農地を。

○5番（衛藤彰一君） だからその形状変更中で2年間形状変更中ですけれども、ちょっと長すぎるんじゃないかなという気もするんですけれども、面積的にもクリアするための面積みたいにしか見えないですよ。先ほど事務局からおっしゃった主婦がそういう農地を取得というのは、あんまり良い話ではないような気がするんですけれども。

○議長（福嶋求仁子君） その点いかがでしょうか。

○事務局長 今おっしゃったとおり、この自作地の〇〇㎡の分、この分についてが約2年間形状変更、なんか地下げをされているということで、通常は形状変更、地上げ、地下げの場合は、農業委員会に届け出て、最長でも6カ月ですよというので行ってもらっていますが、すみません、これにつきましてはちょっと2年間というのが、事務局でもチェックが漏れておりまして、そのような形になっていたということで、要は、その間、ご自身でこの畑については農業をされていないというところでございます。

この分を含めて、今回の申請地も全部ひっくるめてやると5反超えるよと。それを全部ご自身で耕作されるならば許可要件を満たしますというところではございます。

ただ、今度購入されるところについては、水稻、米を作ると言われているんですけれども、実際ご自身で、じゃあ機械を持たれませんので、機械を借りて自分で田植えされたりとかするのかなということも思ったんですけれども、どうもそうじゃないと、もうすべてなんか他人にお願いされるようなつもりで思っておられると。となると自分で農地の取得だけで耕作する意思はないんだということになると、なかなか要件を満たさないしということになってくるのかなと思います。

○議長（福嶋求仁子君） はい、中嶋委員。

○4番（中嶋サツ子君） すみません、今の話は、私たちのところの傍じゃないですか。あそこは地下げしなったけん2年ぐらいかかんなったろね。ようよ終わってしまったけん、こんこつかなあて私は思ったっですよ。最初は××××さんの植えよんかったでしょうが。植えよんかったですもんね、あそこ、私たちは知っております。

○10番（嶋田昭一君） △△△△さんがあそこを植えよんかったです。そのあと□□□□さんが1年植えなった。今は地下げして、その間、2年間そのままです。

○議長（福嶋求仁子君） 今、お話があつておりますけれども、今この問題点というのは、基本は農業者とみなすためには何が必要かというところで、皆さんに考えていただければと思つているんですけれども、基本的にはやはり農地を購入するというのは、あくまでも自ら耕作をしていただくというのが前提ではないかなと思つているんですけれども、今回の申請の中身を見ても、すべて農業機械は刈り払い機だけしかありませんので、耕作するための機械は全部借りる予定ですが、リースとして借りてご自分で耕していただけるならば、また考える余地があるのかなあと思つているんですけれども、お話の中身からすれば、すべて作業はどなたかにやっていただく、ご自分の耕作はほとんど刈り払いの草刈りだけしかないとなると、やはりそこで農業者と認めて農地の所有権の移転をしていいのかどうかというところで、皆さんの判断をいただきたいと思つているところなんですけれども、営農計画そのものをもう一度見直していただくような形になるのが一番なのかなあと思つています。

例えば、リースで借りたとしても自分でやられるのか。そういったところの確認、それが確実にそういうことをやられるのかというところの確認がない限り、少し農業委員会のほうとしての判断を考えさせていただかなければいけないのかなあと思つているんですけれども、その点はいかがでしょう。

はい、峯委員。

○9番（峯 隆吉君） 今は委託栽培というのがあると思つていますよ、組合によって。そういう場合は草刈りぐらいしかできない、農業者であっても。だからその判断がどこでどういうようなところがするかというのが一番大事なところです。今は組合があります。委託組合というのが、それにだんだん年寄りも多くなるから進んでいくと思つています。だからそういうときのこの農業委員としてはそれをびしゃつと位置づけておかないとあやふやになってくる。

○議長（福嶋求仁子君） 例えば、こちらの方が地域の営農組合に加入しているとか、そういう条件とかがそろつていなければ、また考える余地があるのかなあと思つていますけれども。もう一度どうでしょうか、営農計画の中でもう一度ご本人に考えていただくというようなことで、これは皆さんに投げかけているところなんですけれども。

はい、吉川委員。

○2番（吉川幸人君） ちょっと聞きますが、ここは農振地ですか。

（「農用地です」と言う声あり）

農振地ですか。農振地という土地の貸借とか、売り買いに関しては、相手が農家同士ということになりますよね。実際内容を見てると農業はほとんどしてないんじゃないですか。それに地下げを2年間も形状変更で地下げ中という、実際の面積は50aを超すかもしれんけど、ちょっと内容がおかしすぎる。ただ土地を買わんがための取ってつけたようなやり方にしか見えないけど。個人的にはとても賛成ができかねるけど、やっぱりこれは現地調査した地域の担当の農業委員さん

の意見もちょっと聞かないと、私どもは野々島だから全然場所がわからんし、その家族構成とかいろんなしがらみが見えないので、よかったら担当の農業委員さんのほうから、もう一回帳面消しの文書の内容でなくして、現状を説明していただければと思います。

○議長（福嶋求仁子君） 嶋田委員、よろしいでしょうか。

○10番（嶋田昭一君） この方については、私もよく知らないとですよ。それが正直な話です。今、吉川さんが言われたとおりでと思います。案件であがった、普通さっき事務局が言ったように差し替えしという形が多かったですけども、この方はしゃんむり持ってきなはるけん、どうしても受けたという形で、ならあがってきたつは私たちも現地調査に立ち会わんといかんから行って、この1枚の野菜を植えてあるところ、あそこに土地があるのは全然知らんですね。そのような状況です。

地下げは2年前に地下げする業者と私のところに来て、下げるからということで一応許可はしてあるとですよ。ただ首ばかりげるだけです。あまりに大きな声では立場上言われんとですよ。ただ、きょうは皆さんの意見が却下するごたる意見だったなら、もうそれが妥当だろうと私は思っております。以上です。

○4番（中嶋サツ子君） すみません、私たちはほんなこて365日あの畑は毎日見てきよりましたですもんね。そして地下げしなはる前は、××××さんていいなっですもんね、酪農しよんなはる、あの方が植えられておりました。そしてから地下げていうと、ちょっと高かこれあったけんですね。だけん、そうばってん地下げもたいぎゃかかる。2年で終わったっだろか。ようよ去年かな終わったつは。

○議長（福嶋求仁子君） はい、工藤委員。

○3番（工藤信夫君） この方は所有権移転、買われるんじゃないで、これはここを借りるような格好をして、農業者にまずはなられてからの問題でしていったほうがいいんじゃないですか。その売買自体はできないでしょう。先ほど吉川委員さんからも言われたように、これについてはやっぱり無理ですよ、無理な話です。普通の農地をじゃあ他の全然農業をしない人がここの許可をしたらですよ、買います、あとは人に作ってもらいますて、全部通していかなきゃいけなくなりますよこれは。この件だけは所有権移転は認められないと思います。私は。

○議長（福嶋求仁子君） その他、ご意見はございますか。

はい、村上委員。

○13番（村上裕宣君） 今の工藤委員が言われたように、この〇〇さんと地主さんの間に、これ〇〇さんは現実に借りて田ん中を自分で植えてみるのが一番最初じゃないですかね。今、工藤さんが言われたように、そうしたのを見てから来年なら来年にあげてもらって、そのほうが今、農業委員として代々また次に続いてい

きますので、そのへんやってもらったほうがいいと思います。でないとほんなこて言われたように、5反はゼロになったと一緒になりますので、だけんそのへんは今私はここは認めてはいけないと思います。

○議長（福嶋求仁子君） いろいろご意見が出ておりますけれども、その他、何かご意見ございますか。

はい、平野委員。

○8番（平野昭代君） 農作業に従事する要件として年間150日というのがあると思うんですけど、それはこの方は今現在満たしていらっしゃるんですか。

○事務局 今現在は借りている農地のほうにほぼ行かれているという状態です。そこは自分のお姉さんの嫁ぎ先でもありますので、お姉様が病気をされたということで代わりに一緒にされていると。そういうこともあって、よく行かれているということでの話は。

○8番（平野昭代君） その農業としてというところがまたあると思うんですね。そのこの作物を売りに出したりとか、それで生計を立てているとか。

○事務局 その今の使用貸借のところの畑ではないです。

○8番（平野昭代君） それは家庭菜園みたいな形ですか。

○事務局 家庭菜園よりは大きい。ただ、いろんな種類を植えてありましたので、それを地域のところに卸すというようなことでは、まだそこまでは至っていないです。

○8番（平野昭代君） ということは、農業としてはやっていないような形になるんじゃないかなとは思いますが。

○事務局 現地調査をするにあたって、今回この方は実際に申請された土地以外のところも管理をされているというところの土地もいろいろ見ました。見ましたところで一つだけさっき〇〇というところ、地下げされたところはその形だったです。その他のその方の名義というか、その〇〇さんの名義ではなかったんですけども、管理されているところを見ましたが、その申請人が植えているような状況の畑は1枚もなかったです。本人が言われたことと、実際全部の畑をすべて見に行ったところで確認して、なかったという現実がわかりました。

○議長（福嶋求仁子君） いろいろ皆さんのほうから質問をいただきましたけれども、結論を出さなければいけませんので、今、皆さん方のご意見のほうをまとめさせていただくと、農業者として認められるかどうかというところで一番大きなところがあるかなあとと思いますので、営農計画そのものはもう一度立て直していただ

いて、例えば、今後自分で耕せるようにロータリーを買うとか、あるいは、先ほど工藤委員がおっしゃったように、実際に農地、村上委員もおっしゃいましたけれども、農地を一度きちんと作物を作って販売するという、そういう農家としての当たり前のことを一度やっていただいたうえで、もう一度提出していただくというような形で、今回、となりますと保留ですかね、保留という形をとって考え直していただくという形にはいかがでしょうか。

○事務局長 すみません、採決前に再確認で申し上げますと、今回所有権移転と使用貸借権が出ておりますけれども、先ほどのお話ですと売買はできんよねということですが、売買ができんとなると使用貸借のほうも許可できませんので、両方併せて許可・不許可の判断をお願いしたいと思います。

ただいま会長のほうからちょっとありました保留というお話もありましたけれども、農業委員会は、申請があったものに対して許可・不許可の判断をして、相手方に通知するというのに一定期間内に済ませなければならないという標準事務処理期間というのが定められておりますので、本日、許可・不許可の判断をお願いしたいというところで思っております。

○議長（福嶋求仁子君） 今、事務局のほうから説明がございましたが、申請につきまして許可するか不許可にするかということで決をとらせていただきたいと思っております。

それでは、第1号議案、農地法第3条第2項の規定による所有権移転、番号2及び使用貸借権設定、番号1につきまして、承認することに異議がない方は挙手をお願いいたします。

(挙手少数)

○議長（福嶋求仁子君） 挙手少数でございますので、よって、第1号議案、農地法第3条第1項の規定による所有権移転、番号2及び使用貸借権設定、番号1は否決されました。

続きまして、第1号議案、農地法第3条第1項の規定による賃借権設定、番号1及び使用貸借権設定、番号2につきまして、関連がございますので一括で上程いたします。

事務局に説明を求めます。

○事務局 議案書2ページの上段になります。

賃借権設定、番号1、申請人の住所、氏名、土地の表示につきましては議案書のとおりです。同じく議案書2ページ下段、使用貸借権設定、番号2も一緒にご確認願います。今回の申請理由は、新規就農です。

続けて申請地の場所ですが、議案書、別紙11ページをご覧ください。

みずき台グラウンドの向い側、図面中央斜線部分が申請地です。

次に12ページをお開きください。現地写真です。

次の13ページは、保有されている農業機械です。

次に14ページをお開きください。

まず、第1号の全部効率利用要件についてですが、保有機械、労働力、技術面からみて耕作する農地のすべてを効率的に利用できると思われ、該当しません。

第2号の農地所有適格法人の要件についてですが、譲受人は個人であり、該当しません。

第3号の信託要件は信託ではないので該当しません。

第4号の農作業常時従事要件は、年間150日以上農作業を行うと思われ、該当しません。

第5号の下限面積要件につきましては、耕作面積が50a以上のため、該当しません。

第7号の地域との調和要件は、申請地は現在田と畑ですが、西瓜の栽培を増やしていきたいとのこと。周辺農地への支障はないものと考えられ該当しません。

以上1号から7号まで該当する項目はないと思われ。よろしくお願ひします。

○議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。

事務局の説明に関連いたしまして、担当地区の1番、大藪委員に農家及び現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

○1番（大藪真裕美君） それでは、農家及び現地調査につきましてご報告いたします。

12月27日に、私と平山推進委員と事務局で現地調査を行いました。今回の申請の理由は新規就農のための農地借用です。申請人は、農業高校を卒業後、農場試験場、農業高校の臨時学習助手を経て、両親の手伝いをされています。

今回の申請は、将来家業を継ぐため、今後とも両親や周り農家さんからの指導や助言を求め、さらに、農業の技術や知識の習得をしていくそうです。特に問題はないと思います。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。

ただいま事務局、委員さんからの説明が終わりました。この件に関して委員さん方から何かご意見やご質問はございませんでしょうか。質問はございませんか。

（「ありません」の声あり）

○議長（福嶋求仁子君） ご意見、ご質問がないようでございます。採決を行います。

第1号議案、農地法第3条第1項の規定による使用貸借権設定、番号2及び賃借権設定、番号1について、承認することに異議がない方は挙手をお願いいたします。

（挙手全員）

○議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。全員挙手でございます。

よって、第1号議案、農地法第3条第1項の規定による使用貸借権設定、番号2、使用貸借権設定、番号1は、原案のとおり可決されました。

続きまして、第1号議案、農地法第3条第1項の規定による貸借権設定、番号2につきまして上程いたします。

事務局に説明を求めます。

○事務局 続けて、議案書2ページです。貸借権設定、番号2、申請人の住所、氏名、土地の表示につきましては議案書のとおりとなっています。申請の理由は、新規就農でございます。農業高校を卒業されており、退職後に就農を希望され準備をされていた時に熊本地震で仕事が忙しくなり中断、現在、仕事も落ち着いたのを機に申請に至ったそうです。

続けて申請地の場所ですが、議案書、別紙15ページとなります。

図面斜線部分2筆、合生文化会館、立割公民館横と西合志第一小近くになります。

次に16ページをお開きください。大津植木線南側図面下側斜線部分に1筆。

次の17ページ大津植木線西側、図面左側斜線部分の農地1筆。合わせて4筆になります。

18ページは現況写真です。野々島の1筆が荒れていますが、許可後すぐに農地にもどせるように予定されています。

19ページは、保有されている農業機械の写真です。トラクターは購入予定ですが、それまではリースをされます。

次に20ページをお開きください。

まず、第1号の全部効率利用要件についてですが、保有機械、労働力、技術面からみて耕作する農地のすべてを効率的に利用できると見込まれ、該当しません。

第2号の農地所有適格法人の要件についてですが、借人は個人であり該当しません。

第3号の信託要件は信託ではないので該当しません。

第4号の農作業常時従事要件は、年間150日以上農作業を行うと見込まれ、該当しません。

第5号の下限面積要件につきましては、耕作面積が50a以上のため、該当しません。

第7号の地域との調和要件は、申請地は畑で、許可後はそばの栽培を予定されています。周辺農地への支障はないものと考えられ該当しません。

以上1号から7号まで該当する項目はないと思われれます。

よろしく申し上げます。

○議長（福嶋求仁子君） 事務局の説明に関連いたしまして、担当地区の3番、工藤委員に農家及び現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

○3番（工藤信夫君） それでは、農家及び現地調査につきまして報告いたします。

12月27日の午前、私と楯本推進委員さんと事務局とで現地調査を行いました。今回の申請の理由は新規就農です。申請人は、以前より退職後農業をしたいと考えて準備されておりましたが、熊本地震により仕事が忙しく断念されたとのことです。ここ数年仕事も落ち着いてきたので仕事を譲り、長年の夢であった農業をするために申請をされました。許可後はそばを栽培していきたいとのこと。

それと私のほうでいろいろ現地調査のときは本人さんとは会わないもんですから、事務局のほうに借人のことをお尋ねしてもらいました。そしたら土地の貸人さんとは30年以上のお付き合いで、ずっと・・・をされているそうです。熊本地震があつてずっとできなかつたということです。借りたい土地については、一応3年間というような賃貸借になっているんですが、最初ですの3年ということですが、ずっと続けていきたいという意向もあられます。

先ほどの1カ所荒廢の土地がちょっとありましたから、それはすぐに手入れをしてちゃんと作っていきたいということです。そばについては、小合志のほうの高村推進委員さんと仲がいいらしくて、その方の技術面をいただきながら、今後農業のほうはいろいろやっていきたいということです。

以上、いろいろ追加して私も調べてもらいましたので、よろしくご審議のほうをよろしくお願いします。

○議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。

ただいま事務局、委員さんからの説明が終わりました。この件に関して委員さん方から何かご意見やご質問はございませんでしょうか。特にございませんか。

（なしの声あり）

○議長（福嶋求仁子君） ご意見、ご質問がないようでございますので採決を行います。

第1号議案、農地法第3条第1項の規定による賃借権設定、番号2について、承認することに異議がない方は挙手をお願いいたします。

（挙手全員）

○議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。全員挙手でございます。

よって、第1号議案、農地法第3条第1項の規定による賃借権設定、番号2は、原案のとおり可決されました。

続きまして、第2号議案、農地法第5条第1項の規定による農地の転用、所有権移転につきまして上程いたします。

所有権移転、番号1につきまして、事務局に説明を求めます。

○事務局 それでは説明申し上げます。議案書の3ページをお願いいたします。

所有権移転番号1の譲受人、譲渡人、土地の表示、地目、面積につきましては議案書に記載してあるとおりです。

転用目的は建売住宅5棟への転用で、売買による所有権移転です。

議案書別紙の21ページをお願いします。図面中央の太枠斜線部分が番号1の申請地で、国道387号線の西側及び御代志市民センターの東側に位置する農地です。申請地北東側の点線囲みの部分につきましては、今回の事業予定地には含まれておりますが、農地転用許可の必要がない公衆用道路の部分です。

次の22ページが申請地の現況です。

次の23ページが配置図です。申請者は不動産業を営む法人で、当該申請地を売買により取得し、建売住宅5棟を整備し販売する計画です。

24ページをお願いします。まず、(1)の立地基準についてですが、次の25ページでお示ししておりますとおり、申請地は集落内開発区域内にある農地で、おおむね300m以内に市役所支所である御代志市民センターが存在しますことから、おおむね300m以内に市役所(支所)が存在する農地に該当するため第3種農地となり許可可能です。

(2)の一般基準についてですが、1の資力及び信用については、金融機関発行の融資証明及び残高証明の添付があり、事業費以上の資金が確保できることを確認しております。

3の遅滞なく供することの妥当性については、事業計画書に基づく配置計画図等も添付されており、許可後直ちに事業に着手し、令和5年3月末日までに竣工の予定であり問題ないと思われま。

検討事項4につきましては、都市計画法に基づく開発許可の申請手続きに向けての準備を進められている状況です。

5の農地以外の土地の利用見込みにつきましては、隣接する公衆用道路313.75㎡を含めた総事業面積1,585.8㎡の計画で問題ないものと思われま。

6の計画面積の妥当性につきましては、住宅各戸の配置、規模に不合理な点は見当たらず問題ないものと思われま。

8の周辺農地等に係る営農条件への支障の有無については、地元委員さんと事務局とで現地調査を行い問題ないことを確認しております。

9の農地の利用集積への支障の有無については、農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないものと思われま。

11の法令により義務付けられている行政庁との協議の進捗状況については、都市計画法第32条に基づく同意協議書が合志市都市計画課に12月2日付けで提出済みであり、現在協議中であることを確認しております。

事務局からは以上でございます。

○議長(福嶋求仁子君) 事務局の説明に関連いたしまして、担当地区の9番、峯委員に現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

○9番(峯 隆吉君) それでは、現地調査につきまして報告します。

令和3年12月27日の午前、私と高司推進委員、農業委員会職員とで現地調査を行い、申請者代理人より申請内容等をお聞きしました。農地法の許可要件につきましては、事務局より説明があったとおりでございます。

今回の申請は、譲受人が建売住宅5棟として農地を転用するものでございます。申請地は都市計画法の集落内開発区域内の第3種農地であり、何ら問題はないか

と思います。

よろしく審議の方をお願いします。

○議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。

ただいま事務局、委員さんからの説明が終わりました。この件に関して委員さん方から何かご意見やご質疑はございませんでしょうか。ご意見はございませんか。

(なしの声あり)

○議長（福嶋求仁子君） ご意見、ご質問がないようでございますので採決を行います。

第2号議案、農地法第5条第1項の規定による農地の転用、所有権移転、番号1について、承認することに異議がない方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。全員挙手でございます。

よって、第2号議案、農地法第5条第1項の規定による農地の転用、所有権移転、番号1は、原案のとおり可決されました。

続きまして、第2号議案、農地法第5条第1項の規定による農地の転用、所有権移転、番号2につきまして、事務局に説明を求めます。

○事務局 それでは説明申し上げます。議案書の3ページをお願いいたします。

所有権移転番号2の譲受人、譲渡人、土地の表示、地目、面積につきましては議案書に記載してあるとおりです。

転用目的は貸資材置場への転用で、売買による所有権の移転です。

議案書別紙の27ページをお願いします。図面中央の太枠斜線部分が今回の申請地で、県道熊本菊鹿線及びいけざわこどもクリニックの西側に位置する農地です。

次の28ページが申請地の現況です。

次の29ページが配置図です。申請者は個人で、当該申請地を売買により取得し、貸資材置場を整備し自身が役員を務める測量、ボーリング及び小規模外構工事を営む法人へ貸し付ける計画です。

30ページをお願いします。まず、(1)の立地基準についてですが、次の31ページにお示ししておりますとおり、前面道路に水道管及び下水道管が埋設されており、おおむね500m以内に医療施設であるいけざわこどもクリニック及びいんどり歯科こども歯科クリニックが存在しますことから、水管、下水道管が埋設されている沿道で、おおむね500m以内に2つ以上の公共施設等が存在する農地に該当するため第3種農地となり許可可能です。

(2)の一般基準についてですが、1の資力及び信用については、融資証明の添付があり、事業費以上の資金が確保されていることを確認しております。

3の遅滞なく供することの妥当性については、事業計画書に基づく配置計画図

等も添付されており、許可後直ちに事業に着手し、令和4年3月末日までに竣工の予定であり問題ないものと思われま。

6の計画面積の妥当性につきましては、各資材の配置、規模に不合理な点は見当たらず問題ないものと思われま。

8の周辺農地等に係る営農条件への支障の有無については、地元委員さんと事務局とで現地調査を行い問題ないことを確認しております。

9の農地の利用集積への支障の有無については、農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないものと思われま。

事務局からは以上でございます。

○議長（福嶋求仁子君） 事務局の説明に関連いたしまして、担当地区の2番、吉川委員に現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

○2番（吉川幸人君） それでは、現地調査につきまして報告します。

令和3年12月27日の午前、私と坂口推進委員、農業委員会職員とで現地調査を行い、申請者代理人より申請内容等をお聞きしました。農地法の許可要件につきましては、事務局より説明がありましたとおりでございます。

今回の申請は、譲受人が貸資材置場として農地を転用するものでございます。申請地は第3種農地であり、何ら問題はないかと思いま。

よろしくご審議願いま。

これは場所的にユープレス弁天の北側で、場所の前のほうがセブンイレブンがあつて駐車場となつて、そのセブンの裏がセブンイレブンを持っている地主さんで、非常に几帳面な方で、本人にも資材を置くときには、周りは住宅がいっぱいあるので、十分注意して、お父さんの名前に恥じないようにということで十分チェックしてましたので、よろしく願いま。

○議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。

ただいま事務局、委員さんからの説明が終わりました。この件に関して委員さん方から何かご意見やご質疑はございませんでしょうか。質問はございませんか。よろしかったでしょうか。ございませんか。

（なしの声あり）

○議長（福嶋求仁子君） ご意見、ご質問がないようでございますので採決を行います。

第2号議案、農地法第5条第1項の規定による農地の転用、所有権移転、番号2について、承認することに異議がない方は挙手をお願いいたします。

（挙手全員）

○議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。全員挙手でございます。

よつて、第2号議案、農地法第5条第1項の規定による農地の転用、所有権移

転、番号2は、原案のとおり可決されました。

続きまして、第2号議案、農地法第5条第1項の規定による農地の転用、所有権移転につきまして上程いたします。

所有権移転、番号3につきまして、事務局に説明を求めます。

○事務局 それでは説明申し上げます。議案書の4ページをお願いいたします。

所有権移転番号3の譲受人、譲渡人、土地の表示、地目、面積につきましては議案書に記載してあるとおりです。

転用目的は建築条件付売買予定地5区画への転用で、売買による所有権の移転です。

議案書別紙の33ページをお願いします。図面中央の太枠斜線部分が番号3の申請地で、県道熊本菊鹿線の東側、御代志市民センターの北西側に位置する農地です。申請地北側の点線囲みの部分につきましては、今回の事業予定地には含まれておりますが、農地転用許可の必要がない山林の部分です。

次の34ページが申請地の現況です。

次の35ページが配置図です。申請者は不動産業を営む法人で、当該申請地を売買により取得し、建築条件付売買予定地5区画を整備する計画です。

36ページをお願いします。まず、(1)の立地基準についてですが、次の37ページでお示ししておりますとおり、申請地は集落内開発区域内にある農地で、約6.4haの農地が連たんした区域内に存在しますことから、農地区分は、農業公共投資の対象となっていない10ha未満の小集団の生産性の低い農地に該当するため、第2種農地となり許可可能です。

(2)の一般基準についてですが、1の資力及び信用については、金融機関発行の残高証明書の添付があり、事業費以上の資金が確保できることを確認しております。

3の遅滞なく供することの妥当性については、事業計画書に基づく配置計画図等も添付されており、許可後直ちに事業に着手し、令和5年12月末日までに竣工の予定であり問題ないと思われま。

検討事項4につきましては、都市計画法に基づく開発許可の申請手続きに向けての準備を進められている状況です。

5の農地以外の土地の利用見込みにつきましては、隣接する山林559.31㎡を含めた総事業面積1,054.31㎡の計画で問題ないものと思われま。

6の計画面積の妥当性については、住宅各戸の配置及び規模に不合理な点は見当たらず問題ないものと思われま。

8の周辺農地等に係る営農条件への支障の有無については、地元委員さんと事務局とで現地調査を行い問題ないことを確認しております。

9の農地の利用集積への支障の有無については、農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないものと思われま。

11の法令により義務付けられている行政庁との協議の進捗状況については、都市計画法第32条に基づく同意協議書が合志市都市計画課に12月17日付けで提出済みであり、現在協議中であることを確認しております。

事務局からの説明は以上でございます。

○議長（福嶋求仁子君） 事務局の説明に関連いたしまして、担当地区の9番、峯委員に現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

○9番（峯 隆吉君） それでは、現地調査につきまして報告します。

令和3年12月27日の午前、私と高司推進委員、農業委員会職員とで現地調査を行い、申請者代理人より申請内容等をお聞きしました。農地法の許可要件につきましては、事務局より説明があったとおりでございます。

今回の申請は、譲受人が建築条件付売買予定地5区画として農地を転用するものでございます。申請地は都市計画法の集落内開発区域内の第2種農地であり、何ら問題はないかと思えます。

よろしく審議の方をお願いします。

○議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。

ただいま事務局、委員さんからの説明が終わりました。この件に関して委員さん方から何かご意見やご質疑はございませんでしょうか。特にございませんか。

（なしの声あり）

○議長（福嶋求仁子君） ご意見、ご質問がないようでございますので採決を行います。

第2号議案、農地法第5条第1項の規定による農地の転用、所有権移転、番号3について、承認することに異議がない方は挙手をお願いいたします。

（挙手全員）

○議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。全員挙手でございます。

よって、第2号議案、農地法第5条第1項の規定による農地の転用、所有権移転、番号3は、原案のとおり可決されました。

続きまして、第2号議案、農地法第5条第1項の規定による農地の転用、所有権移転につきまして上程いたします。

所有権移転、番号4につきまして、事務局に説明を求めます。

○事務局 それでは説明申し上げます。議案書の4ページをお願いいたします。

所有権移転番号4の譲受人、譲渡人、土地の表示、地目、面積につきましては議案書に記載してあるとおりです。

転用目的は個人住宅への転用で、贈与による所有権の移転です。

議案書別紙の39ページをお願いします。図面中央の太枠斜線部分が今回の申請地で、県道大津植木線及び合志中学校の北側に位置する農地です。申請地北側の点線囲みの部分につきましては、今回の事業予定地には含まれておりますが、農地転用許可の必要がない宅地の部分です。

次の40ページが申請地の現況です。

次の41ページが配置図です。申請者は個人で、当該申請地を贈与により取得し、平屋建て住宅を建築する計画です。

42ページをお願いします。まず、(1)の立地基準についてですが、申請地は集落内開発区域内にある農地で、次の43ページにお示ししておりますとおり、申請地は集落内開発区域内にある農地で、約0.054haの農地が連たんした区域内に存在しますことから、農地区分は、農業公共投資の対象となっていない10ha未満の小集団の生産性の低い農地に該当するため、第2種農地となり許可可能です。

(2)の一般基準についてですが、1の資力及び信用については、金融機関発行の融資証明の添付があり、事業費以上の資金が確保されていることを確認しております。

3の遅滞なく供することの妥当性については、事業計画書に基づく配置計画図等も添付されており、許可後直ちに事業に着手し、令和4年8月末までに竣工の予定であり問題ないものと思われま。

検討事項4につきましては、都市計画法に基づく開発許可の申請手続きに向けての準備を進められている状況です。

6の計画面積の妥当性につきましては、住宅の配置、規模に不合理な点は見当たらず問題ないものと思われま。

8の周辺農地等に係る営農条件への支障の有無については、地元委員さんと事務局とで現地調査を行い問題ないことを確認しております。

9の農地の利用集積への支障の有無については、農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないものと思われま。

11の法令により義務づけられている行政庁との協議の進捗状況については、都市計画法第32条に基づく同意協議書が合志市都市計画課に12月14日付けで提出済みであり、現在協議中であることを確認しております。

事務局からは以上でございます。

○議長（福嶋求仁子君） 事務局の説明に関連いたしまして、担当地区委員であります14番、私、福嶋より現地調査の結果及び補足説明を行います。

○14番（福嶋求仁子君） 令和3年12月27日の午後、私と・・・推進委員、農業委員会職員とで現地調査を行いました。申請者代理人より申請内容等をお聞きいたしました。農地法の許可要件につきましては、事務局より説明がありましたとおりでございます。

今回の申請は、譲受人が個人住宅として農地を転用するものでございます。申請地は、都市計画法の集落内開発区域内の第2種農地であり、何ら問題はないかと思いま。

よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

なお、この土地ですけれども、親子間になりますので特に心配はないかと思いま。また、奥のほうの農地がすべて農地が全部変更されるかということではなくて、奥のほうは少し農地が残るという形になっております。

○議長（福嶋求仁子君） それでは、事務局、委員からの説明が終わりました。この

件に関して委員さん方から何かご意見やご質疑はございませんでしょうか。特にございませんか。

(なしの声あり)

○議長（福嶋求仁子君） ご意見、ご質問がないようでございますので採決を行います。

第2号議案、農地法第5条第1項の規定による農地の転用、所有権移転、番号4につきまして、承認することに異議がない方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。全員挙手でございます。

よって、第2号議案、農地法第5条第1項の規定による農地の転用、所有権移転、番号4は、原案のとおり可決されました。

続きまして、第2号議案、農地法第5条第1項の規定による農地の転用、所有権移転につきまして上程いたします。

所有権移転、番号5につきまして、事務局に説明を求めます。

○事務局 それでは説明申し上げます。議案書の4ページをお願いいたします。

所有権移転番号5の譲受人、譲渡人、土地の表示、地目、面積につきましては議案書に記載してあるとおりです。

転用目的は資材置場への転用で、売買による所有権の移転です。

議案書別紙の45ページをお願いいたします。図面右側の太枠斜線部分が今回の申請地で、国道387号線の西側、西合志中央保育園の北側に位置する農地です。

次の46ページが申請地の現況です。

次の47ページが配置図です。申請者は建設業を営む法人で、当該申請地を売買により取得し、資材置場を建築する計画です。

48ページをお願いいたします。まず、(1)の立地基準についてですが、申請地は集落内開発区域内にある農地で、次の49ページにお示ししておりますとおり、申請地は集落内開発区域内にある農地で、約2.4haの農地が連たんした区域内に存在しますことから、農地区分は、農業公共投資の対象となっていない10ha未満の小集団の生産性の低い農地に該当するため、第2種農地となり許可可能です。

(2)の一般基準についてですが、1の資力及び信用については、金融機関発行の残高証明の添付があり、事業費以上の資金が確保されていることを確認しております。

3の遅滞なく供することの妥当性については、事業計画書に基づく配置計画図等も添付されており、許可後直ちに事業に着手し、令和4年2月末までに竣工の予定であり問題ないものと思われま。

6の計画面積の妥当性につきましては、各資材の配置、規模に不合理な点は見当たらず問題ないものと思われま。

8の周辺農地等に係る営農条件への支障の有無については、地元委員さんと事

務局とで現地調査を行い問題ないことを確認しております。

9の農地の利用集積への支障の有無については、農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないものと思われま。

事務局からは以上でございます。

○議長（福嶋求仁子君） 事務局の説明に関連いたしまして、担当地区の9番、峯委員に現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

○9番（峯 隆吉君） それでは、現地調査につきまして報告します。

令和3年12月27日の午前、私と高司推進委員、農業委員会職員とで現地調査を行い、申請者代理人より申請内容等をお聞きしました。農地法の許可要件につきましては、事務局より説明があったとおりでございます。

今回の申請は、譲受人が資材置場として農地を転用するものでございます。申請地は第2種農地であり、何ら問題はないかと思ひます。

よろしくご審議お願いいたします。

○議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。

ただいま事務局、委員さんからの説明が終わりました。この件に関して委員さん方から何かご意見やご質疑はございませんでしょうか。特にございませんか。

（なしの声あり）

○議長（福嶋求仁子君） ご意見、ご質問がないようでございますので採決を行います。

第2号議案、農地法第5条第1項の規定による農地の転用、所有権移転、番号5について、承認することに異議がない方は挙手をお願いいたします。

（挙手全員）

○議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。全員挙手でございます。

よって、第2号議案、農地法第5条第1項の規定による農地の転用、所有権移転、番号5は、原案のとおり可決されました。

続きまして、第2号議案、農地法第5条第1項の規定による農地の転用、使用貸借権設定につきまして上程いたします。

使用貸借権設定、番号1につきまして、事務局に説明を求めます。

○事務局 それでは説明申し上げます。議案書の4ページをお願いいたします。

使用貸借権設定番号1の借人、貸人、土地の表示、地目、面積につきましては議案書に記載してあるとおりです。

転用目的は個人住宅への転用で、親子間の使用貸借権設定です。

議案書別紙の51ページをお願いします。図面中央の太枠斜線部分が番号1の申請地で、県道熊本菊鹿線の西側、ユーパレス弁天の南側に位置する農地です。

次の52ページが申請地の現況です。

次の53ページが配置図です。申請者は個人で、申請者の父所有の当該申請地を使用貸借し、平屋建て住宅を整備する計画です。

54ページをお願いします。まず、(1)の立地基準についてですが、次の55ページでお示ししておりますとおり、前面道路に水道管及び下水道管が埋設されており、おおむね500m以内に医療施設であるいけざわこどもクリニック及びいりどり歯科こども歯科クリニックが存在しますことから、水管、下水道管が埋設されている沿道で、おおむね500m以内に2つ以上の公共施設等が存在する農地に該当するため第3種農地となり許可可能です。

(2)の一般基準についてですが、1の資力及び信用については、融資証明書の添付があり、事業費以上の資金が確保できることを確認しております。

3の遅滞なく供することの妥当性については、事業計画書に基づく配置計画図等も添付されており、許可後直ちに事業に着手し、令和4年12月20日までに竣工の予定であり問題ないと思われま。

検討事項4につきましては、都市計画法に基づく開発許可申請書を9月17日付けで提出済みであることを確認しております。

6の計画面積の妥当性については、住宅の配置及び規模に不合理な点は見当たらず問題ないものと思われま。

8の周辺農地等に係る営農条件への支障の有無については、地元委員さんと事務局とで現地調査を行い問題ないことを確認しております。

9の農地の利用集積への支障の有無については、農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないものと思われま。

11の法令により義務付けられている行政庁との協議の進捗状況については、都市計画法第32条に基づく同意協議書が合志市都市計画課に8月23日付けで提出済みであり、協議済みであることを確認しております。

事務局からの説明は以上でございます。

○議長（福嶋求仁子君） 事務局の説明に関連いたしまして、担当地区の2番、吉川委員に現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

○2番（吉川幸人君） それでは、現地調査につきまして報告します。

令和3年12月27日の午前、私と坂口推進委員、農業委員会職員とで現地調査を行い、申請者代理人より申請内容等をお聞きしました。農地法の許可要件につきましては、事務局より説明がありましたとおりでございます。

今回の申請は、借人が個人住宅として農地を転用するものでございます。申請地は都市計画法の集落内開発区域内の第3種農地であり、何ら問題はないかと思っております。

よろしくご審議をお願いします。

○議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。

事務局、委員さんからの説明が終わりました。この件に関して委員さん方から何かご意見やご質疑はございませんでしょうか。質問はございませんか。

(なしの声あり)

○議長（福嶋求仁子君） ご意見、ご質問がないようでございますので採決を行います。

第2号議案、農地法第5条第1項の規定による農地の転用、使用貸借権設定、番号1について、承認することに異議がない方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。全員挙手でございます。

よって、第2号議案、農地法第5条第1項の規定による農地の転用、使用貸借権設定、番号1は、原案のとおり可決されました。

続きまして、第3号議案に入ります前に、委員の議事参与の制限を規定する農業委員会等に関する法律第31条の規定によりまして、委員は、自己または同居の親族、もしくはその配偶者に関する事項については、議事に参与することができないとなっております。

つきましては、その当事者であります3番、工藤委員は、議案審議が終了するまで退席をお願いいたします。

それでは、第3号議案、農業経営基盤強化促進事業における掘り起こしにつきまして上程いたします。

事務局に説明を求めます。

○事務局 それでは、第3号議案、農業経営基盤強化促進事業における掘り起こしについて、説明いたします。

6ページをお開きください。

令和4年第1回の農用地利用集積計画総括表につきまして左側の区分、今回からご説明いたします。

10年の田が2,369㎡、畑が11,171㎡でしたので合計13,540㎡でございます5年の田が12,014㎡、畑が56,576㎡でしたので合計68,590㎡でございます。

4年の田が1,396㎡でしたので、合計1,396㎡でございます。

今回の田の小計は15,779㎡、畑の小計は67,747㎡でしたので合計83,526㎡でございます。

続きまして、右側の利用権設定の本年累計、暦年につきましてご説明をいたします。

田の小計は15,779㎡、畑の小計は67,747㎡で合計83,526㎡でございます。

その下、左側の所有権移転につきましてご説明をいたします。

今回の田の小計は1,750㎡でしたので合計1,750㎡でございます。

ページ右側の所有権移転の本年累計につきましてご説明をいたします。

田の小計は1,750㎡、畑の小計は0㎡で合計1,750㎡でございます。

以上、第3号議案は農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

次の7から12ページ上段までは、各自でご確認をお願いいたします。  
次に、12ページ中段の農地法第18条第6項の規定、合意解約による通知書の集計を報告いたします。  
今回の合意解約件数は、2件、5,356㎡でございます。  
内契約予定件数が、2件、5,356㎡でございます。  
内契約が無い件数、0件、0㎡でございます。

○議長（福嶋求仁子君） 事務局からの説明が終わりました。委員さん方から何かご意見やご質疑はございませんでしょうか。意見はございませんか。

（なしの声あり）

○議長（福嶋求仁子君） 第3号議案、農業経営基盤強化促進事業における掘り起こしにつきまして、承認することに異議がない方の挙手をお願いいたします。

（挙手全員）

○議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。全員挙手でございます。  
よって、第3号議案、農業経営基盤強化促進事業における掘り起こしにつきましては、原案のとおり可決されました。  
それでは、審議が終わりましたので、退席中の工藤委員は着席されますようお願いいたします。  
続きまして、第4号議案、農地のあっせん委員の指名につきまして上程いたします。  
事務局に説明を求めます。

○事務局 それでは説明申し上げます。議案書13ページをお開きください。  
番号1、あっせん申出者の住所、氏名、申出内容、土地の表示、地目、面積につきましては議案書のとおりとなっております。  
続けて申請地の場所ですが、14、15ページになります。  
まずは14ページをご覧ください。図面左側に位置します太枠斜線部分が申出地で、国道387号及び合志第一病院の西側に位置する農地です。  
次に15ページをご覧ください。図面右上に位置します太枠斜線部分が申出地で、国道387号の東側、県道大津植木線の北側に位置する農地です。  
あっせん申し出の理由としましては、父から相続にて取得したものの、兼業で管理することが困難であったためです。  
あっせん委員についてですが、14ページ部分については申出地区域の担当委員であります峯委員、高司推進委員、15ページ部分については村上委員、有内推進委員をお願いします。  
委員さんには、お手数をおかけいたしますが、申請に結びつくよう、ご協力をお願いいたします。  
事務局からの説明は以上でございます。

○議長（福嶋求仁子君） 事務局からの説明が終わりました。何かご質疑はございませんでしょうか。特にございませんか。

（なしの声あり）

○議長（福嶋求仁子君） ご質問、ご意見がないようですので採決を行います。  
第4号議案、農地のあっせん委員の指名につきまして、承認することに異議がない方の挙手をお願いいたします。

（挙手全員）

○議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。全員挙手でございます。  
よって、第4号議案、農地のあっせん委員の指名につきましては、原案のとおり可決されました。あっせん委員におかれましては、大変ご苦勞でございますがよろしくお願いいたします。  
続きまして、第5号議案、合志市農業基本構想の改正案に係る意見につきまして上程いたします。  
事務局に説明を求めます。

#### ○事務局

提案理由をご説明いたします。

農業経営基盤強化促進法というのは、昭和55年5月28日に法律第65号として制定されております。

この法律の第1条に、この法律は、我が国農業が国民経済の発展と国民生活の安定に寄与していくためには、効率的かつ安定的な農業経営を育成し、これらの農業経営が農業生産の相当部分を担うような農業構造を確立することが重要であることにかんがみ、育成すべき効率的かつ安定的な農業経営の目標を明らかにするとともに、その目標に向けて農業経営の改善を計画的に進めようとする農業者に対する農用地の利用の集積、これらの農業者の経営管理の合理化その他の農業経営基盤の強化を促進するための措置を総合的に講ずることにより、農業の健全な発展に寄与することを目的とする。とうたっており、第5条に都道府県知事は、政令で定めるところにより、農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針を定めるものとする。となっており、更に第6条に市町村は、政令で定めるところにより、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想を定めることができる。となっております。

体系として、国の法律があり、その5条の規定によって、熊本県の基本方針が定めてあり、それに伴って合志市も基本構想を定めているところです。

今回は、第6条第3項で、基本構想は、基本方針に即するとともに前条4項で、基本方針は、農業振興地域整備計画その他法律の規定による地域の農業の振興に関する計画との調和が保たれたものでなければならない。とされていることから、県の基本方針が変更された場合は原則、市町村の基本構想も見直しが必要になり

ます。

熊本県の基本方針が令和3年8月31日に改正されましたので、これらの改正に伴い合志市農業基本構想も改正するものであります。

改正にあたっては、農業経営基盤強化促進法施行規則第二条の規定により、地元農業委員会とJAの意見を聴取することとなっているため、総会にお計りするものです。

次に改正内容についてご説明いたします。

改正箇所につきましては、お手元の資料、合志市農業基本構想の朱書き部分が変わりや追記された部分となります。内容につきましては、もうひとつの資料、新旧対照表と併せてごらんください。

まず、2ページの目次です。農地利用集積円滑化事業に関する事項が削除となっております。

3ページは3. 効率的かつ安定的な農業経営の育成の中で、1経営体当たりおおむね750万円、法人の場合は1,500万円以上とありましたが、年間農業所得、主たる従事者1人当たりおおむね400万円以上、または1経営体当たりおおむね800万円以上へ変更されています。

4ページは災害等の緊急事態において円滑な事業復旧・継続を可能とするために農業版BCP（事業継続計画書）の作成・活用を推進が追加されています。

以下変更点について説明。

以上、改正箇所と内容についてご説明を終わります。

この後の流れとして、改正案に特に疑義がなければ、意見なしということで回答させていただきますが、そうすると次に市では、当委員会の他、地元地域農協からの意見も聞いて、その後、県との協議を経て改正になるという流れで、予定では3月ごろまでに改正手続きを終了したいとのこと。

○議長（福嶋求仁子君） 事務局からの説明が終わりましたが、何かご質疑はございませんでしょうか。特にご意見はございませんか。

（なしの声あり）

○議長（福嶋求仁子君） ご質問、ご意見がないようでございますので、採決を行います。

第5号議案、合志市農業基本構想の改正案に係る意見につきまして、承認することに異議がない方の挙手をお願いいたします。

（挙手全員）

○議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。全員挙手でございます。

よって、第5号議案、合志市農業基本構想の改正案に係る意見につきましては、原案どおり可決されました。

合志市農業基本構想の改正に係る農業委員会の意見につきましては、合志市農業基本構想改正案のとおり、意見はありませんと市長へ答申いたします。

それでは、議長を職務代理と交代いたします。

○会長職務代理者（大藪真裕美君） 続きまして、第1号報告、農地法第5条第1項第7号の規定による農地の転用届出につきまして上程いたします。

事務局に説明をお願いいたします。

○事務局 それでは説明します。17ページをお開き願います。

今回の市街化区域内の農地転用5条届出につきましては議案書の17ページに記載しておりますとおり、所有権移転1件の届出がっております。

続けて、場所を説明します。18ページをお開きください。

図面中央やや右側の太枠網目部分が所有権移転番号1の届出地です。須屋区で九州自動車道の南側に位置する土地で、宅地分譲のための転用です。

事務局からは以上でございます。

○会長職務代理者（大藪真裕美君） ありがとうございます。

ただいま事務局から第1号報告、農地法第5条第1項第7号の規定による農地の転用届出についての説明が終わりました。委員の皆様から何か質疑等ございませんでしょうか。よろしいですか。

(なしの声あり)

○会長職務代理者（大藪真裕美君） ご意見、ご質問等もないようでございますので、第1号報告、農地法第5条第1項第7号の規定による農地の転用届出につきましては、以上で報告を終わります。

会長に議長を交代いたします。

-----○-----

#### (4) 閉会

○議長（福嶋求仁子君） 長時間にわたりまして慎重審議をいただきましてありがとうございました。

以上をもちまして、令和4年1月の合志市農業委員会総会を閉会いたします。

皆さん、大変お疲れさまでございました。

-----○-----

閉 会 午後3時09分